

IPPNWコーナー

核兵器廃絶への具体的措置

大阪大学大学院国際公共政策研究科教授

黒 沢

満

お手元にレジメ(省略)と今月始めに朝日新聞に書きました新聞のコピー(省略)があると思いますが、それに沿ってもう少し詳しくお話しして参りたいと存じます。核兵器を廃絶するには、具体的にとどのような措置をとっていったらよいか、核廃絶を目指すに致しましても、すぐにそれが可能と言う訳ではございませんし、最初から廃絶と言う事はなかなか難しく、出来ることから徐々に進めて行くべきであり、とりあえず今の時点では出来る六つの措置を、今すぐにも取るべきではないかと考えております。それを一つずつ説明させて頂きたいと思えます。

一の包括的核実験禁止条約の締結という問題に関しては皆様ご存じだと思いますが、昨日ジュネーブでの軍縮会議の第二会期が終わりまして、そこで採択されることも予期されていた訳ですが、実際は一カ月それをペンディングにするという形で現在進んでいます。この先の予想は難しいですが、うまく行けば七月二十九日に再開され採択されると、そして九月の国連総会の前に署名が、出来るであろうと言うシナリオもひとつあるかと

思います。そして、何が問題なのかと言う事も話して行きたいと思えます。

冷戦後の核軍縮状況ではありますが、冷戦が終わり、米ソあるいは米ロの間でSTART条約が出来ておりますし、そしてその前のINF条約から中距離核戦力の全廃条約というふうな形、それからCTBTも九四年から交渉が始まったというふうな形で、冷戦時代に比べますと、事態はかなりよくなっている訳でございます。けれども、この時期もいつまで続くか分かりませんですし、今のいい時期を捕らえて出来るだけ進んでおかないと、また逆戻りするかも知れないし、世界とは非常に流動的でありますので、今の機会を逃がす結果たしてまたこういう絶好の機会が、訪れるかどうかと言う保証もありませんから、ぜひ今の間に出来るだけの措置を取るべきであろうと言うふうに考えます。

CTBTの件ですが、冷戦が終わりまして、米ソ、米ロの間で核軍縮が始まったと言うことで、米ソの間ではそれ以上実験をして、新しい開発を必ずしも必要としなくなった、というのがこの交渉

のスタートの一番の理由であろうかと思えます。そしてフランスがこの前、モラトリウムをやめて実験をしましたけれども、アメリカ、ロシア、イギリス、フランスは数年間、モラトリウムを続けてきたというふうな状況もありますが、一番大きなのはアメリカの政策の変更だと思えます。冷戦の間はアメリカは絶対に核実験の包括的禁止はやらないとずっと言っておりまして、それは究極的な目的ではあるが、ステップバイステップで回数を減らすとか、あるいは爆発の規模を少しずつ下げて行くとか、そういうアプローチしかとっていませんでしたので、そういうアメリカの政策の変更と言うのも大きな要因になっていると思えます。

CTBTに関しましては九四年の一月から会議が始まりまして、最初スウェーデンやオーストラリアが条約案を出したりして、交渉の途中で、いわゆるrolling textと言うのがでて、これは日本語では訳はないのだけれど、テーマごとにまとめて、それに関する提案をすべて箇条書きに並べると、例えば発効条件だと五つ、六つ案がでておりそれをすべて並べた案でありまして、それが九五年の九月にでております。それは提案はすべて入っている訳ですから、括弧つきと言うことでありまして、一、二〇〇の括弧がついていると言う条約案でありまして、到底括弧を一つずつ外して行くと言う作業は不可能でありまして、そして今年の五月二十八日に、ジュネーブのCTBTに関する委員会の議長でありますラマカーが、議長提案と言うのを初めて出した訳です。一月前です。そして、それを交渉の基礎にして話をしようと言う

ことで、事態がかなり進み、その後六月二十四日、一週間程前ですが、そこで改訂案ができました。そして昨日、六月二十八日に議長最終提案と言うのができています。大体条約の形に五月二十日八日からなっていました、そして、いくつかの問題点がありますが、大部分は解決された訳であります、若干残っていると言う事です。

そこでレジメに従いまして、話しを進めて行きますと、まず、CTBTの意義であります、前文で核兵器廃絶へのコミットメントを、どれだけ入れるかと言う事がひとつの交渉の論点であります。特にインドの提案にありますように、核廃絶のタイムフレームを決めた核廃絶へのコミットメントをいれろと、インドが申しまして、そして他の国はそれを受け入れられないと言うことで、現在の条約案にはこれが入っておりません。そういう意味で、インドは条約案には署名しないと言う態度を表明しています。これが条約の発効条件ともからみまして、非常に複雑な問題になっております。それで条約の基本的義務としまして禁止の範囲であります、これは、CTBTとは何なのか、これは核軍縮へ進む、質の面の核軍備競争を停止させるものなのかと言う側面と、もうひとつは核不拡散のための条約であるのかという二つの側面がある訳です。核実験をやめる事によって、特にアメリカやロシアはすでにやめている訳だから、自らの手を縛るだけでは嫌な訳でありまして、今から核兵器を作っていくとする国の手を縛りたいと言う訳で、核不拡散の側面が非常に強くでて来ております。そしてその中で、核実験の

禁止条約と言われていますが、基本的には核実験ではなくて、核兵器の実験的爆発及びその他の爆発を禁止すると言う事になってまして、だから、この条約は実験ではなく爆発を禁止している訳です。だからその問題で上に三つ書いてあります、小規模核爆発、流体核実験、平和目的核爆発、これらは爆発にあたります。初期の交渉では五大国は小規模核爆発を許そうと、核兵器の信頼性や安全性のためにまだ実験があるから、小規模な例えば何百キロ、あるいは、何百トンと言った国もある訳ですが、そういう爆発を例外にしようという話しを先にしておりましたし、アメリカは流体核実験という非常に小さなグラム単位、あるいはキログラム単位の実験を残そうとした訳ですが、これは一応すべて禁止されています。だからゼロイールド、という事で、威力ゼロまですべて禁止すると言う訳です。平和目的の核爆発に関しては、中国は最後まで降ろさなかった訳でありまして、だからその意図はまだ核実験を続けたいのだろうと、言う事でありましたが、そういう土木工事やダムを作ったり、川の流れを変えたりと言うふうな形で、核爆発を使いたいと言う事で、これは六月の六日まで主張を続けておいてまして、八日に核実験をすると言うときになって、六日に降ろした訳です。それで、その後、これは十年後の再検討会議で、もう一度議論すること、そしてすべての国が平和目的の核爆発がよいと言えば、条約を改正して出来るようにしようと言うことでありますので、実質的にはこれは禁止されるという事です。

問題になっておりますのは未臨界実験、臨界に達しないような、爆発を起こさない実験、あるいは爆発をしないシミュレーションは禁止されていません。だから、そういう意味で実験はまだ続く訳です。それからさらに、交渉の初期の段階では、爆発ばかりでなく爆発の準備も禁止しようという事もありましたが、それも取り入れられておりません。それはすべて検証出来ないということで、爆発の場合は検証は可能だが、爆発に至らない実験所における実験は、検証が不可能だから禁止出来ないと言うことです。もうひとつの議論は核実験禁止条約を作るわけですから、今まで実験していたネバダなど、全ての実験場を閉鎖しろと言う議論があったわけです。南太平洋のマルロワは閉鎖されますが、他のネバダやロシアの北極海の方は閉鎖されない。だからいざと言う時は実験をやるかも知れないと言う事が残されています。これが禁止の範囲です。

二番目にこの条約の目的を達成して、また検証を実施して行くために、CTBT Organizationと言うのを作ります。そしてこれは全ての国が入るわけですが、それが締約国会議でありまして、そして理事会を作ります。だがが理事国になるかと言うことが、非常に大きな問題でありまして、そして、国連でも総会がありますが、実質的には理事会がやるわけでありまして、例えば、現地査察なども理事会が決めるわけでありまして。それでそれを理事国にするか、そして例えばP5を常任にするかと言う話もありましたが、これは、六つの地域で、地域別に七―一〇の国を選ぶこと、そして

全部で五一の理事国からなると言うことで、合意が成立しています。日本は東南アジア、極東、それからオセアニアという地域から八カ国を選びまして、その中に入ります。そのうち三カ国は nuclear の capacity の優れた国と言うふうなところで、そこでは中国、オーストラリア、日本がかなり常任的に入れるであろうというふうに言われております。

三番目の問題が検証でありまして、ここでは国際モニタリングシステムというのが条約で作られます。これは技術事務局の下にあるわけでありまして、そこで、いろんな検証を行うわけですが、具体的には地震の探知網を設けるとか、あるいは、実験があった後、核種が漏れた場合それを発見するとか、あるいは爆発した水中音を聞くとか、あるいは空気の振動を捕らえるとか言うふうなシステムが予定されています。この場合問題になりましたのは、国際的手段を使って検証するというのはいいのですが、自国の検証技術手段、National Technical Means と言うのですが、具体的にはこれはメインは偵察衛星です。例えば、北朝鮮の核疑惑の時にアメリカの偵察衛星でこうだこうだと言う話があったわけですが、そういう形でアメリカはこれを非常に積極的に使いたいと考えていますが、それをもっていない国、例えば中国とかインドは非常に強く反対しまして、国際的なものでないのだめだという事で非常に意見が対立したわけですが、現在両方の意見を取り入れるという形で妥協がされております。

それからもうひとつ検証で問題になりましたの

は、その疑わしい状況になったとき、現地査察を行うことです。その場合にどういう手続きで行うか。アメリカは、それはもうすぐに駆けつけたいといけない。証拠が消えてしまいかもしれないから。だからなるべく早く簡単な手続きで入りたい。それに対して入られる恐れのある中国とかインドは、今は署名しないと言っておりますが、それは主権の侵害になるんだ。それを口実に乱用あるいは悪用されるのではないか。だからこれは非常に慎重な手続きでやらないとだめだと言います。因みに化学兵器禁止条約というのが九三年にできましたが、それはどこかの国がおかしいと申し入れがありますと、理事会で三／四の多数で反対しない限り行うという規定になっております。三／四が集まって「ノー」と言わない限り行うと。だからアメリカはCTBTでもそれを提案した訳です。逆に中国はその査察ができるかはその理事会の二／三がいいと言わないとだめだと言う形で非常に難しい形にする訳です。その二つの妥協と言うことで、議長提案では、現在、理事会の過半数でいいという形で、一応の合意が見られております。まだ動くかも知れませんが、現在のところはそういう形になっていきます。

一番もめておりますのが効力発生の話で、条約の協力をどういう形で発生させるかということ、色々ありまして要するに五核兵器保有国(五大国)が入らないと意味がないということには大体合意があります。だからP五は入れると。問題

は次の三つのインド、パキスタン、イスラエルという国を入れないとだめなのか、入れなくても良いのかという問題、そして更に単純に一定数で良いのだという国もあったわけけれども、最終段階に來まして、アメリカはP五が入れば後は四〇くらいの国でいいと言う主張をずっと続けていて、イギリスとロシア、中国もP五だけではだめで、後のP三も入らないとだめだ、だから八カ国が入ってこそこのCTBTと言うのは意味があるのだという議論を展開するわけです。その場合、アメリカも一時はP八の方に乗りますが、その後、インドが入らないと言う事を一週間程前に明らかにしまして、インドが入らないと言うところでP八にしたら条約が発効しないと言う問題になってくるわけがあります。ここで参加の普遍性、なるべく多くの国が入るほうがよいのだと、特にインド、パキスタン、イスラエルが入らないとだめだという考え方と、条約はなるべく早く発効させないとだめなのだと言う考え方が対立しまして、日本政府などはP五プラス四〇という形で主張して、日本が入らないと条約が発効しないという事は条約はずっと発効しないのではないかとこの事を言うわけですが、これが最後まで残った問題で、昨日の段階で決着がつかなかったのだと思います。特に最近強硬になっておりますのが、ロシアでありまして、ロシアはP八でないと絶対入らない。ロシアは現在選挙の途中でありまして、選挙が終わるまでエリツィンの立場も分からないし、それからインド、パキスタン、イスラエルが

入らないような条約ではロシアにとって全くメリットがないと、我々の手を縛るだけだったら、別に条約は作らないでもよいではないかと、だから、怪しい国の手を縛らないとだめなんだという論理なわけです。それで、昨日出ました条約案では非常にややこしくなっています、四十四カ国、自国に原子力施設を持っているという、これはリストをちゃんと見て見ないと分からないのですが、四十四カ国がリストアップされています。そして、JAEAの文書で、世界の nuclear power reactors と言うものと nuclear research reactor と言うもののその表にのっている国と言うことで、多分研究炉をもっている国あるいは動力炉をもっている国だと言うが、それでかつCDのメンバーである国と言うことで、四十四の国が上げられています。これはP八全て入っており、北朝鮮やイランなども入っている。その国が全て批准しないと条約が発効しないと言うのが、昨日で議長提案です。だから、これで行くかどうかというのは疑問があるわけですし、後一月間の間に非公式でいろいろな事が行われる事と思います。だから、この四十四カ国に全て拒否権を与える制度ですと、一カ国でも入らないと条約が成立しないと言う事になりますので、わたし個人としては非常におかしい事だと思っています。例えば、部分的核実験禁止条約の時も、中国とフランスは最初から入らないと言う事で、三カ国で作っていますし、そして、NPTの場合もインドは入らないと言うことで作っていますし、そういう形でNPTにはフランスも中国も九一年になって入りまし

たし、そして部分的核実験禁止条約には、フランス、中国は入っておりませんが、大気圏での核実験をしばくして止めたと言うこともあります。だから発効させることによって、インドにプレッシャーをかけるのがいいのか、発効させない責任をインドにかぶせることによってプレッシャーをかけるのがいいのかと言うような問題になるのかと言うことになります。わたし自身は早く発効させて、特にP五を、現在止めておりますが、法的にきちんとして査察もちゃんとかけると言う方が重要ではないかと考えます。これは最初に申し上げました、これは核軍縮のための条約なのか、あるいは、不拡散のための条約なのかという問題とも関連して来まして、だから五大国は、これは不拡散の条約であると考えているわけです。自分たちの手を縛るのは仕方がないけど、そうではなくて目的はインドやパキスタン、イスラエルの手を縛りたい、このために、この条約の交渉をしているのだという考え方です。私などの立場は、これは核軍縮へ行くための条約なのだから、とりあえず、P五が先にきちんとして約束をしろと、だから最初に実験したものから止めて行くのが、筋道であるかと思いますが。そういう形で、P五の方を法的に固めてしまつて、そして、いろいろな事で、インド、パキスタン、イスラエルが入るような措置を次に取って行くべきだというふうに考えております。これは、この一カ月の間に動くでありますし、そして、七月二十九日に第三会期が始まりまして、うまく行けば初日に採択すると、そして、国連総会が九月第二火曜日から始まりますか

ら、その前に署名の手続きを行うと言う事が今の段階でも可能かと思えます。特に六月中旬に草案を作つて、署名までに時間がかかると言うことは、翻訳作業とか条文の統一の問題があるわけですが、これは、六カ国が正文になりますから、英語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語、アラビア語に全て変えないといけないわけですが、そして、その条文の間で矛盾がないかチェックしなければならぬわけで、それは今の段階でも出来るわけです。採択されていませんが、一応九五%以上固まっていますので、だからそういう形で、特に発効要件に関しましてまだ変わる可能性があるかも知れないと言う状況です。これが、わたしの考えております第一の措置であります。これは実際に動いております。

第二の措置は、兵器用核分裂性物質の生産停止、いわゆるカットオフと言われているものです。これは、昨年ニューヨークで開かれましたNPTの再検討・延長会議、この時わたしも一月ニューヨークにいたのですが、そこでも非常に議論されました。そこで採択された文書が二つありますが、そのうちのひとつの核不拡散と核軍縮の原則と目標と言う文書のなかで具体的な軍縮措置がでてくるのは、CTBTとカットオフだけです。CTBTは九六年中に作成しろという、そしてカットオフに関しては、即時の交渉の開始で早期の交渉の締結と、抽象的にしか書いてありませんが、普通に考えますと、CTBTの次はカットオフをやるのだということです。そしてジュネーブの軍縮会議もすでにこれを交渉することに

合意しておりまして、CTBTが終われば始まると思いますが、これもまた非常に難しい問題をもっております。具体的に申しますと、アメリカは数年前からカットオフをしております。ロシアも全体的にはしております、三〇四つの原子炉が兵器用のプルトニウムを生産するんですが、それは同時にその周りの地域にエネルギーと熱を与えているから、すぐに止められないという状況です。これは、二千年までに止めるとアメリカとの間で約束しています。そしてイギリスもフランスもすでに兵器用の核分裂性物質を生産していないという状況で、この条約のターゲットもインド、パキスタン、イスラエルであるわけです。中国はこの辺がはつきりしない。今のような状態で、インドなどがこれに乗ってくるとは考えられない。だからカットオフの条約の交渉もすぐには進まないと思います。これは必要なだけけど、そこでわたし自身はまず、アメリカとロシアが二国間で条約を作るか、あるいは、アメリカ、イギリス、フランス、ロシアの間で作る、あるいは中国も入れるという、要するにP二かP四かP五で先に条約を作れというような事を考えています。これはどういふことかと申しますと、化学兵器禁止条約というのが九三年に出来たわけですが、九一年にアメリカとソ連との間で化学兵器の大幅な削減及び包括的な化学兵器禁止条約の作成を容易にするための協定が作られています。だから、化学兵器禁止の全ての国が入るような条約を作る二年前に、アメリカとソ連が大幅に削減するという事を合意していたわけです。それは、政治的に非常に

大きな意味をもちまして、アメリカとソ連がちゃんと模範を示したのである。そして、実際に削減しているのだと。だから全ての国もこの交渉に参加してほしいと言うことで、非常に大きな政治的意味があったわけですね。そして今、米ロの間で二国間条約を作れと言うことは、ひとつはそういう模範を示せという事です。一番たくさん作ってきたわけですから。で、もうひとつは六番目の問題ともかわりますが、ロシアの核兵器の管理というのは非常に杜撰なわけですね、それがどこかに漏れるかも分からないし、密輸されるかも分からないし、盗まれるかも分からない。だからカットオフ条約を結ぶことにより、査察をかけて、相互査察でもIAEAの査察でもいいのですが、管理をはつきりさせて、ロシアの核物質の安全性を維持するという意味もつわけでありまして、その二つの点から、まず米ロの間で作るべきだと考えております。それが、二番目の措置であります。三番目には戦略兵器の一層の削減と言うことで、START1と言うのが九一年に署名されました、その後ソ連が崩壊しましたので、ウクライナとベラルーシとカザフスタンが当事国になりました。議定書を九二年に作りまして、そして、ウクライナとロシアの間でいろんな紛争がありまして、最終的に九四年の十二月にこの条約が批准されて発効しております。その時点でウクライナとカザフスタンとベラルーシが非核兵器国としてNPTに入ると言うことが決められたわけですね、七年以内に三国にある核兵器をロシアに移送するという事です。カザフスタンは既に全て核兵器

をロシアに移しましたし、ウクライナは一月ぐらい前に全て核兵器をロシアに移しまして、現在ベラルーシにある核兵器が今年中にはロシアに移転されるであろうと言うことで、START1の方は進んでいます。START2が九三年に署名されました、今年一月アメリカでは批准されたのですが、ロシアではまだ批准されていません。ロシアでは選挙の動きを見ていただいたら分かりますように、共産主義が若干戻って来ておりますし、START2と言うのは客観的にみましても、非常にロシアに不利な条約です。だから、アメリカは現在の兵力構造そのままで行けるのですけど、ロシアは特にICBMも一杯減らして、それをSLBMに変えなければならぬと言うふうな形で、ロシアにとりましては非常に不利な条約になっております。だから、そういう意味でロシアがなかなか批准しないと言うことです。それから、アメリカがロシアの批准を進めるために出来る事が二つあります。その一つは今NATOの東方への拡大という事が議論されております。だからNATOを東に広げて行くと言うことは、ロシアにとりましては脅威でありますし、それを遅らせるなりしないと、ロシアはその問題を非常に敏感に感じております。それからもうひとつはTMDと言いますか、防衛に関してアメリカは開発を進めているわけですが、それがABM条約に違反するような状況になるかも知れないと言うことで、ロシアがこの問題にも神経質になっているわけでありまして、アメリカはこの二点でロシアに譲歩することによりまして、戦略核兵器の

削減もSTART2の批准もより可能になるのではないかと考えます。

それから、START3に關してですが、現在全然交渉を行う予定はないとアメリカもロシアも言っているわけだけれど、現在START2が実施されても三、〇〇〇—三、五〇〇と言うことで、非常に多いわけでして、わたし自身としてはSTART3をすぐに始めるべきだと考えます。START2の批准前に始めることは可能でありまして、START2の交渉が始まったのはSTART1が批准されるずっと前です。一年以上前に始まっているわけですから、批准前に次のを始めるのも可能でありますから始めるべきです。そして、一、〇〇〇ぐらいまでに削減することにおいても、現在の戦略状況と言うものはほとんど変わらないと思われまゝ。だから今まだ三、〇〇〇—三、五〇〇でも冷戦の時の考え方に頼っているわけですから、冷戦が終わっている段階で一、〇〇〇ぐらいまでは下げることができるともあらうと考えます。だからその段階になって初めて、他の三核兵器国、イギリス、フランス、中国が交渉に参加出来るであらう。現在三国が持っているのは三、〇〇〇—五、〇〇〇ぐらいで、だから今三、〇〇〇—三、五〇〇は一〇倍くらい違うわけで、それぞれが同じ土俵には乗れないであらうというふうに考えますので、だからSTART4で五大国の交渉を開始すべきではないであらうかというふうに考えております。

四番目に考えておりますのが、非核兵器地帯の設置の問題でありまして、これは最初にラテンア

メリカでつくられておりまして、特にこれは一九六二年のキューバ危機を契機にしております。だからキューバに核兵器が置かれることによって、ラテンアメリカで核戦争が起る可能性が増えるので、ここを非核兵器地帯にしようと言うことで始まりまして、そして、ラテンアメリカの条約は六七年に出来ておりますが、ブラジルとアルゼンチンが極最近まで核兵器の開発を進めておりまして、入らなかったと言うことで、ブラジル、アルゼンチン、チリが入っておりませんで、地図を見れば分かりますように、ラテンアメリカからブラジルとアルゼンチンとチリを除くと、面積では半分以下になるわけです。それが、冷戦が終わりましたして、九一年にブラジルとアルゼンチンが核兵器の開発を止めまして、IAEAの査察を受けまして、そしてその後この条約に入っています。現在入っていないのはキューバだけでありまして、そしてキューバは署名を済ましております。もうすぐ批准をするであらうと言う事になると、ラテンアメリカは全てが非核兵器地帯に含まれる事になります。

二番目に出来ましたのが南太平洋でありまして、これは特にフランスの大気圏内での核実験に対する反対として作られたものでありますが、これも核兵器国がそれを支持しないと言う状況が続きました。アメリカとイギリスとフランスがこの条約の議定書に署名したのは今年の三月です。フランスが核実験を去年から今年にかけて六回行いまして、それが終わって初めて、あそこで核実験をしない、あるいは核兵器を使用しないと言う約

束に合意したわけです。そういう意味では完全にものになっております。

その二つがほぼ完全になりまして、その後出来たのがアフリカであります。アフリカは一九六〇年にフランスが核実験をあそこでしたときから、非核地帯を言っていたわけですが、南アが核兵器の開発を始めたと言うことで一時中断しておりまして、冷戦が終わりました、南アが六つの原爆を放棄して非核兵器国としてNPTに入ったと言う事で、また交渉が始まりまして、昨年六月一応採択されました、今年四月にカイロで署名されたと言うことです。

もうひとつは東南アジアの一〇カ国で去年十二月十五日に署名されております。これに關しましては、地理的な範囲で、経済水域及び大陸棚を含むと言う事で、それについて中国とアメリカが異議を申し立てておると言うふうな状況であります。けれどもとりあえず出来るところで作っている、すぐに核兵器国の支持を得られなくても、それに対するプレッシャーとしての意味をもっているのではと考えます。

だから、この後考えられますのは、南アジアと中東ですがそこはインド、パキスタン、あるいはイスラエルがありまして、NPTにも入っていないから、ここは地域の状況が変わらない限り難しいであらうと思います。一番可能性がおりますのは、旧ソ連のウクライナ、ベラルーシ、カザフスタン、それから東ヨーロッパ、中央ヨーロッパでは、以前核兵器が配備されていたものが、今は全部撤去されております。以前核兵器があったのが、

冷戦が終わって撤去されたということです。もしNATOが拡大して来ますと、そこにまた置かれる可能性があるかも知れないということで、早く作った方がよいのではということ、ベラルーシが昨年のNPТの会議で主張したのだけれども、そのときはあまり支持者はいませんでした、今年になってロシアがそれを支持しているということ。だからロシアとドイツには核兵器が配備されておりますので、その間を非核兵器地帯にするという構想が一番可能性があるのではなからうか、あるいは、特にこれを進めるべきではなからうかと思えます。

もうひとつは日本を含む北東アジアではどうだろうかと言うことですが、これにはいろいろな考え方があって、まるきりだめだと言う人もいれば、すぐに出来るという人もいますが、ほとんどまだ議論されておらず、何が問題なのかの議論を始めるべきだと考えます。日米安保条約との関係でどうなのか。あるいは、朝鮮半島と言うのは、一応朝鮮半島非核化共同宣言と言うのがありまして、事実上非核地帯になっていることになっておりますが、将来統一した場合核兵器を開発するかも知れないと、それを前以って日本とともに押さえおく必要があるのではなからうか。あるいは、日本の非核三原則との関係でどうなのか。と言うふうなさまざまな問題がありますが、わたしは、それは積極的に議論する値打ちがあるかどうか、またすべきだと考えております。

五番目は核兵器の使用禁止で、来月八日ごろにICJの勧告的意見が出るであろうと言われています。核兵器の使用禁止というのは非常に難しい問題でありまして、いろんな側面から考えられまして、この話だけでも一時間以上かかりますので、ここでは何をすべきかという事だけ話をします。ひとつは、非核兵器地帯、ラテンアメリカとか南太平洋では核兵器を使用しないと言う条約があります。だから、非核兵器地帯を作ることによって、核兵器の使用の禁止を得ることが出来るというメリットがあるわけです。これはちゃんと条約があるわけです。そのほかは条約はないわけですが、その次の段階は核兵器を持ってない国に対しては、核兵器を使つてはいけないと言う、消極的安全保障(negative security assurance)です。

これは、条約にしろと非常に長く言われているが、いまだに条約が出来ない。安全保障理事会の決議まで出来ているわけだけれど、これは法的な拘束力は持たないと言うことで、まず第一にこの条約を作るべきであろうと考えます。その次の措置は先制不使用の条約を作るべきであろう。そして最後の段階として、核兵器の使用の全面禁止の条約に進むべきであろうと考えております。そして最後の措置が解体核兵器の安全な管理と言うことで、ソ連が崩壊しまして、ロシアの核兵器が解体されておりますし、核物質がいろんな所から運ばれて来ておりますが、さまざまな密輸とか盗難とかいう危険が非常に高く、そしてアメリカ

カはナンニルガー法によりまして、九一年から四億ドルずつ出しまして、非核化支援をしております。日本も九三年に一億ドルを出しまして、旧ソ連の非核化支援をしております。具体的にはミサイルの燃料の処分、あるいは貯蔵庫の建設、環境の浄化であります。聞く所によりますと、ソ連の管理というのはいい加減でありまして、棚卸しという考え方がない訳で、カザフスタンとベラルーシとウクライナにIAEAの保障措置が適応される事になったのですが、そのペースが分からないうという訳です。今までちゃんと在庫が管理されていないから、そういうものに関して日本が関係者を呼んで教育したり、そういうシステムを作るのを援助したりしています。

だから、そういう意味で冷戦が終わって非常に莫大なお金をかけて作ったものを、壊すのにまた非常にお金がかかるということ。特に日本に向けられた核兵器かも知れないものをつぶすのに、日本がお金をだすというのは考えてみれば非常におかしな事です。国際社会全体の公益みたいな形で考えて行かないとできない訳でしょうけれど、それに投資しておくほうが安いであろうと思われま。それに投資しないで、核兵器なり核物質がどこかに漏れた場合、もっと大きな被害がくるかも知れないし、その後処理するにはもっと莫大なお金がかかるであろうというふうに考えます。とりあえず、この六つの措置をできるだけ早く取るべきであると、今はそういう意味ではいい

時期なのですが、この絶好のチャンスが失われた機会になるかもしれないということで、こういう措置を取るべきであろうと考えます。

そして、最後に核軍縮の問題は核軍縮の問題だけではなく、これは国際社会の構造改革の問題とからんで来ます。だから、今の主権国家が並んでいるような状態で、核兵器を廃絶するというのは、無理だとわたしは考えています。だから、国際社会を変えて行かなければだめです。では、どういう形を変えて行くかというと、三つの側面から考えまして、ひとつは武力によって紛争を解決するという考え方を変えて行かなければならない。武力の行使あるいは武力の威嚇ということが、これは国際法上禁止されていますが、なかなか守られていないので、それがもっと守られるような社会情勢を作って行かなければだめだと考えます。

二番目には、そのためには紛争が生じた時に、武力で解決するのではなくて、話し合いによって解決するようなメカニズムをもっとちゃんと作らねばならない。例えば、国際司法裁判所というのがありますが、あそこで、裁判は年に四つ五つしか行わない訳です。国際社会では、裁判というのは基本的には訴える方と訴えられる方と両方が合意しなければ、裁判にならないという制度です。それから、そうではなくて、一方が訴えれば裁判になるような制度をつくるのか、そういう紛争の解決のメカニズムを強化して行かなければ、だめであろうと考えます。

三番目には、核兵器を廃絶していった場合にそれが最終的に保証してくれるのか。だれが内緒で作った場合に、例えば、国連をもっと強化して、それに核兵器を最終的に預けるとかいうふうになにか仕組みを考えないと、減らしていつてゼロにしたけれども、だれかかくして一つか二つ持っていた場合にどう対応するのか。そういう形で国際社会を改善して行く事を同時にして行かなければならないだろうし、そして、軍縮が進む事によって、この国際社会の改造も容易になるだろうし、逆の事もいえる訳で、これは相互依存的なもので、同時平行的にして行くべきだと思います。

そういう意味で、今日お話しさせていただきしたのは、とりあえず、具体的に何から初めるべきかと、もちろん最終的には核兵器の廃絶ということを入れて、具体的に考えて行くのがいいのではないかと、このことをお話しさせていただきました。時間になりましたので、わたしの報告を終わらせていただきます。

注…本稿は平成八年六月二十九日、広島県医師会館で開催の「IPPNW講演会」での講演内容の全文である。

広島からみたチェルノブイリ支援・五年間の軌跡と事故後十年目の現状と将来
とき 八月十日(土)午後二時～五時
ところ 広島国際会議場

主催 チェルノブイリ支援・広島医療協議会

放射線事故に学ぶ公開国際シンポジウム

―チェルノブイリ事故十周年―

とき 八月二十四日(土)午後二時～五時半
ところ リーグロイヤルホテル広島

四階ロイヤルホール

内容

- 一、「背景」放射線事故に求められる世界的視野」
広島県福祉保健部長 中谷比呂樹
- 一、ジュノー博士記念講演 「がん疫学と放射線」
オックスフォード大学内科学名誉教授 R・ドール

一、「放射線後影響研究の現状と将来」

放射線影響研究所理事長 重松 逸造

一、パネルディスカッション

「放射線事故と疫学研究に関する国際協力をめざして」

議長 中国新聞社専務取締役 尾形 幸雄

パネラー 世界保健機関(WHO)理事

W・クライゼ

世界保健機関(WHO)放射線科学官

G・ススケヴィツ

広島大学原爆放射能医学研究所教授

鎌田 七男

国際がん研究機関(IARC)放射線・

がん研究主任 E・カーディ

○入場料無料・同時通訳(日・英)

主催 世界保健機関(WHO)・放射線被曝者

医療国際協力推進協議会(HICARE)

後援 広島県・広島市・国際疫学会